

# 第 1 回 自然再生 専門家 会議

## 会 議 録

1 . 日 時 平成 1 5 年 1 0 月 1 6 日 ( 木 ) 1 0 : 3 5 ~ 1 2 : 1 2

2 . 場 所 フロラシオン青山 ふじ ( 1 階 )

3 . 出席者

( 委 員 長 ) 辻井 達一

( 委 員 ) 池谷 奉文 小野 勇一 近藤 健雄

鈴木 和夫 辻本 哲郎 広田 純一

吉田 正人 和田 恵次

( 環 境 省 ) 小野寺自然環境局長

黒田自然環境計画課長

( 国 土 交 通 省 ) 岡田国土環境・調整課長

岡山河川環境課長

( 農 林 水 産 省 ) 菊地環境政策課長

関岡農村整備課長

4 . 議 事

【環境省自然環境計画課長(黒田)】 おはようございます。予定の時刻を少し過ぎておりますが、会議を始めさせていただきたいと思います。

私は、環境省の自然環境局自然環境計画課長の黒田でございます。本日、冒頭部分で暫定的に進行役を務めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

初めに、本日は第 1 回目の自然再生専門家会議ということでございますので、私の方から委員の先生方のご紹介をさせていただきます。

初めに、池谷泰文委員でございます。

それから、小野勇一委員ご出席のご予定でございますが、まだお見えになっておりませんので、後ほどご紹介いたします。

続きまして、近藤健雄委員でございます。

鈴木和夫委員でございます。

辻井達一委員でございます。

辻本哲郎委員でございます。

広田純一委員でございます。

吉田正人委員でございます。

和田恵次委員でございます。

それから、本日はご欠席でございますが、大和田紘一委員、進士五十八委員、そして鷲

谷いづみ委員の3人の先生方を含めまして、12人の委員のご参画をいただいているところでございます。

また、本日は環境省、農林水産省、国土交通省の関係部局から多数出席しておりますので、ご紹介をさせていただきます。

初めに、環境省の小野寺自然環境局長です。

続きまして、農林水産省大臣官房菊地環境政策課長です。

同じく、農林水産省農村振興局の関岡農村整備課長です。

それから、国土交通省総合政策局岡田国土環境・調整課長です。

同じく、河川局岡山河川環境課長です。

それから、横のテーブルになりますが、国土交通省の港湾局環境整備計画室林田室長です。

同じく国土交通省の河川計画課、布村課長です。

都市地域整備局、上島緑地環境推進室長です。

それから、農林水産省農村整備局、林田事業計画課長です。

次に、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。座席図、議事次第、委員名簿の後に資料一覧とございますが、資料1は自然再生法についてというカラーコピーでございます。それから、資料2は、自然再生推進法のあらましとあるパンフレットでございます。資料3は自然再生専門家会議の開催についてという1枚紙でございます。資料4、地方出先機関相談窓口ネットワークについてという資料でございます。資料5は、これもカラーコピーで荒川中流域における自然再生の取組み。資料6は釧路湿原の再生～釧路湿原（北海道）～というタイトルの資料でございます。以上でございます。もし、資料に不備がございましたら、お申出いただきたいと思います。

続きまして、正式な会議に入ります前に自然再生推進法と、それからこの法律に基づきます自然再生基本方針の概要、さらにこの会議の位置づけ等につきまして、私の方から簡単にご説明をさせていただきます。今、ご紹介いたしました資料1と同じものを、スクリーンにパワーポイントを使って映し出しますので、これらを使って再生法あるいは基本方針の成立の経緯、内容等をご紹介をさせていただきます。先ほどお配りした資料の中のパンフレットの9ページ以降、後ろの方にその法律と基本方針の全条文が掲げてございます。ちょっと字も細かく量も多いものですから、また、お時間のあるときにごらんいただければと思います。

初めに自然再生推進法の成立の背景ということで、政府の動きということでまとめておりますが、平成13年5月に総理の所信表明の中で、自然と共生が可能となる社会を実現したいということで、その構築・実現というものが政策課題として位置づけられたところでございます。自然再生という言葉が役所の文書に最初にあらわれるのはその次の13年7月で、本日ご欠席でございますが、この会議の委員でもある鷲谷委員が委員を務めてこ

られた総理大臣の私的諮問機関である「21世紀『環の国』づくり会議」が平成13年7月に報告書を出し、自然再生型公共事業の推進が必要ということを初めて提言をしております。その後、この年の12月に総合規制改革会議第1次答申が出され、また平成14年、昨年3月の新・生物多様性国家戦略におきましても自然再生の推進というものがうたわれているところでございます。こういった政府の動きに並行する形で国会内で自然再生に関する法律を立法すべきという動きがあったところでございます。

平成14年2月に入ってから、与党に設置された環境施策に関するプロジェクトチームにおきまして自然再生を推進するための法案の検討が開始されています。5月には与党案として自然再生推進法案が取りまとめられまして野党との調整が開始されており、この調整の過程で法律の目的に「生物多様性の確保」という言葉を追加する、あるいは本日お集まりいただいております「自然再生専門家会議」の設置といったことが盛り込まれたという経過がございます。

こうした内容の修正を行いまして、平成14年7月には与党、それから民主党の関係議員によりまして、自然再生推進法が国会に提出され、その後、昨年の11月から12月にかけての臨時国会で審議されまして、同年12月4日に自然再生推進法が成立したところでございます。この自然再生推進法は本年1月1日をもって施行となっております。

自然再生法の目的ですが、これは法律の第1条に記載されておりまして、自然再生に関する施策を総合的に推進し、もって生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図るとなっております。

自然再生の定義につきましては法律の第2条に定められておりますが、要件として三つ記述されている。一つ目は過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すこと。二つ目は地域の多様な主体が参加する。それから三つ目として自然活況を保全し、再生し、もしくは創出し、又はその状態を維持管理することとされています。1番目と2番目は自然再生を説明するということですので。特に、2番目の社会的な要件として、地域の多様な主体の参加ということが明記されているというところが、この法律の大きな特徴と考えております。

それから自然再生の内容として、保全、再生、創出、維持管理の四つの活動がこれに該当するというので、自然再生の定義というのはかなり広めに定義されているところでございます。

なお、その自然再生事業は過去に損なわれた自然環境を取り戻す事業とということですので、開発により損なわれる環境と同種のもをその近くに創出する代替措置、メティゲーションにつきましては自然再生の対象ではないとしております。

こういう定義の補足説明等につきましては閣議決定された自然再生基本方針の中で細かく述べられているところでございます。

次に、その自然再生の基本理念でございますが、法律の第3条で、自然再生の基本的な

理念を五つ挙げております。具体的には地域の多様な主体が連携するとともに、透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組むこと。それから科学的知見に基づいて実施されなければならないという点。それから順応的な手法、いわゆるアダプティブマネジメントの手法を採用するという点。そして環境学習の場としての活用を図ることと、こういったことが基本理念として定められております。

この法律に基づく自然再生基本方針ですが、これは国が、資料にあります自然再生の基本方針を定めるとされておるところでございます。この基本方針につきましては既に決定され、4月1日から施行となっておりますが、この策定に当たりましては環境大臣が案を策定しまして、案の段階で共管の官庁である農林水産省と国土交通省に協議をし、加えてパブリックコメントなどを行い決定をするという手順を踏んでおります。

次に自然再生協議会でございます。これは各地における実際の事業の進め方の中で中核的な位置づけになるところでございますが、自然再生を実施しようとする者、これは役所でもNGOでもよいわけですが、そういう人がいわば仕掛人になって、その自然再生協議会をつくっていく。この協議会のメンバーとしては三つで構成されます。まずは、その自然再生に参加しようとする者。具体的にはその地域住民であったりNPOであったりすることが多いと思います。次いでその関係地方公共団体。そして3番目に関係行政機関と、この三者がこの自然再生協議会の必須メンバーということになります。

この協議会は、それぞれのその自然再生のマスタープランといえる全体構想を作成する役割になり、これに基づいて各事業者が事業を実施するということになります。そのアクションプランである実施計画の策定の協議であるとか、それから実施に当たっての連絡調整といったものもこの協議会の中で行っていくということになりますので、この協議会は自然再生を進める上の心臓部と言えるのではないかと思います。

それから自然再生協議会の組織化につきましては、基本方針の中でいろいろなことを決めております。例えばその協議会を組織化にするに当たっては幅広く公平な参加の機会を確保するために、メンバーの公募などを行う旨が規定されておるところでございます。また、協議会の運営は参加者の合意形成を基本とし、その総意のもとに適切に運営される必要があることや、原則公開として必要に応じて外部からの意見聴取が必要なことなどが規定されておるところでございます。

自然再生の全体構想の作成につきましては、これに先立って自然環境や社会的状況について調査を実施することなどが基本方針に盛り込まれております。全体構想には対象となる区域であるとか、自然再生の目標、協議会のメンバーの氏名あるいは役割分担などを記載するというふうになっておるところです。

そして、この全体構想のもとで実施計画をつくわけですが、これは協議会ではなくそれぞれの実施主体が実施計画を策定するとしておりまして、それぞれの実施主体ごとに策定するというところでございますので、一つの自然再生の全体構想の中に複数の実施計画が定

められると、こういうことがあるわけでございます。この実施計画の策定に当たっては先ほども言いましたが、自然再生協議会の場を活用して協議を行いながら策定していくこととされております。

この実施計画に定められた後の手続きが、この専門家会議とも関係してまいります。実施計画を策定した実施者は策定計画に全体構想の写しを添付して、これを都道府県知事と主務大臣に送付するとされておまして、協議会が実施計画を送付するものではありません。この法律の主務大臣は環境大臣、農林水産大臣、国土交通大臣の3大臣です。

実施計画を受け取った側の知事と主務大臣は、それぞれの実施計画に対して必要な助言をすることができるとなっております。内容を精査して助言を行うかどうかを決めていくということでございます。そして助言を行う場合には、この専門家会議の意見を聞くということが法律上義務づけられております。このような過程を経まして自然再生事業がこの法律に基づいて実施されていくという流れになってまいります。

この自然再生専門家会議でございますが、自然再生推進法では第十七条第2項というところで、環境省、農林水産省及び国土交通省は自然環境に関し専門的な知識を有する者によって構成する自然再生専門家会議を設け、前項の連絡調整を行うに際しては、その意見を聞くものとする。また、前後しますが第九条第6項で主務大臣及び都道府県知事は前項の規定により、自然再生事業実施計画の写し及び自然再生全体構想の写しの送付を受けたときは、実施者に対し、当該自然再生事業実施計画に関し必要な助言をすることができる。この場合においては主務大臣は第十七条第二項の自然再生専門家会議の意見を聴くものとする。このように法律上は記述されておるところでございます。

したがって、この専門家会議の役割は二つあるということになります。一つは自然再生推進法の主務大臣である環境省、農林水産省、国土交通省の3省と文部科学省で構成いたします自然再生推進会議という、その推進会議の連絡調整に関して主務大臣に対して意見を述べるということ。二つ目は再生事業の実施者から送付された実施計画に対して、主務大臣が助言を行う場合に、その助言について意見を述べるという2点でございます。

全くかいつまんだ概略の説明でございますが、専門家会議の説明につきましては以上でございます。なお、資料3という1枚紙で自然再生専門家会議の開催についてという資料を入れておりますが、これが先ほど開催されました第1回の自然再生推進会議におきまして、3省申し合わせとして決定されたところでございます。

今のご説明に関しまして、ご質問がございましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。また後ほどご照会いただいても結構かと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、引き続きまして、今ほどご説明しましたその申し合わせに従いまして、委員長の選出に移らせていただきます。どなたかご意見ございますか。

まことに勝手ながら事務局の方からご提案をさせていただきたいと思っておりますが、釧路湿原などで自然再生に取り組んでおいでの辻井達一委員に委員長にご就任をお願いしてはい

かがかと考えておりますが、いかがでございましょうか。

(異議なし)

【環境省自然環境計画課長(黒田)】 ありがとうございます。それでは辻井委員に委員長をお引き受けいただきたいと思います。早速ですが、ここからは辻井委員長に議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

【辻井委員長】 それでは辻井でございますが、ご推薦いただきましたので、及ばずながら委員長を務めさせていただくことにいたします。

自然再生というのは、その言葉からしてまださまざまな意見と言いましょうか解釈がありまして難しい問題です。ただ、この専門家会議で扱うと言うのでしょうか、考えておくべきことは、この先ほど説明がありましたように自然再生推進法で定義づけられている自然再生という意味合いだというふうに考えて進めたいと思います。

ここには先ほどの説明にもありましたように、第1条の自然再生という定義の中に、自然環境を保全し、再生し、もしくは創出し、またはその状態を維持管理するという、かなり幅広い概念としてとらえられています。これはすべて事業として今まで行われたことはないわけですけれども、私の考えでは日本ではかなり昔から経験的にはそういった幾つかの項目を含めたことが行われてきたのではないだろうか。しばしば海外の事例などというのが紹介もされるし参考にされることは事実ですけれども、この機会に日本の自然のどう我々の先祖が扱ってきたかというようなことも含めて考えておいてもいいのではないだろうかというふうにかねがね思っております。例えば河川でいえば信玄堤などというのは非常に優れたものだと思いますし、それから農地でいいますと昔からかやばというのがある定期的な刈り取りによってそれが維持されていたということもあります。それから九重、阿蘇などの草原の火入れというの、これも奈良時代から行われてきたという話ですし、そういった技術なり考え方というのは昔からあったのではないかと思います。日本庭園のあるものも技術や管理手法については、我々にとってこの自然再生を考える上で非常にいい材料になるのではないだろうかというふうに思います。ここにはそれぞれの分野での多くの専門家の方がいらっしゃるわけですから、その方々の先ほどこれも定義づけられておりますけれども、協議会からのさまざまな実施計画の検討の上で多くの助言をいただけるものというふうに考えております。そういう意味合いで私も及ばずながらお手伝いをさせていただくということにしたいと思います。

そこで、3省申し合わせの自然再生専門家会議の開催についてという資料がございますけれども、そこに委員長に事故があるときはあらかじめその指名する委員がその職務を代理するということが規定されております。この規定によって代理を決めさせておいていただきたいと思いますので、今ご到着なのですけれども小野委員に委員長代理をお願いをしたいと思っております。どうもご到着早々で、余りにもタイムリーだったのですけれども、どうぞお引き受けをお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事次第に従いまして議事を進めたいと思いますが、先ほど自然再生推進法そのものについては説明が黒田課長からありました。現在の取組状況について、これは幾つかございますので、それぞれに事務局からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【環境省自然環境計画課長（黒田）】 それでは、お手元の資料4から資料6までで、現在の取り組み状況を続けてご説明をさせていただきたいと思います。

初めに資料4でございますが、地方出先機関相談窓口ネットワークについてご説明をさせていただきます。

自然再生推進法はそのボトムアップの仕組み、これが大きな特徴でございます。地域住民やNPOをその自然再生の担い手として位置づけてございます。こういう担い手が円滑に自然再生に取り組めるように、自然再生にかかる相談窓口を設置することが法律上位置づけられております。具体的には、その自然再生法の第11条に主務大臣は、実施者の相談に的確に応じることができるよう必要な体制を整備するものとする、されております。このために環境省、農林水産省、それから国土交通省の出先機関が連携する形でこういったことを実施していこうという、このためのネットワークの構築を図っておりまして、各地方ブロックごとにそれぞれの地方出先機関に窓口を設置しまして、市民団体などへの対応を図るようにしています。資料の1枚目に概念図がございますが、ここにありましており全国81、それぞれの組織で10カ所前後そういう窓口を設けると。1枚目の裏からそれぞれの役所ごとにどういうところが窓口になるというリストを掲げておりますが、今申し上げましたとおり都合81の窓口を設けていろいろな相談に乗るという体制を整えつつあるところでございます。各地方出先機関ではそれぞれの担当部局の課長補佐クラスぐらいが、その窓口としていろいろな相談に応じるという形を考えておりまして、さらにこれらの各機関の相互の情報交換というものが図れるようにホームページを立ち上げて情報交換の仕組みというものをつくっていこうというような取り組みを進めているところでございます。

資料4につきましては以上でございます。

【国土交通省河川環境課長（岡山）】 引き続きまして、現在、自然再生協議会が、この法律に基づいた協議会が立ち上がっている荒川の案件につきまして資料5で、国土交通省の河川環境課長でございますが、ご説明させていただきたいと思います。

東京の北、埼玉県との境を流れる荒川でございますが、非常に荒川ということで名前のとおり暴れ川でございました。大正から昭和の初期にかけて大々的に河川改修がされまして、幅広い洪水敷が確保されました。この右上の絵のように、これ堤防がほとんどこの絵の右の端から左の端まで幅広い河川敷を確保しております。右の方を現在の定水路が直線で流れておりますが、旧流路は真ん中あたりに蛇行してまだ残っております。

ただ、この用地を確保するときに、ここは堤外民地として残されているものですから、

現在も田畑として使われているところが多いわけですが、都市近郊だということから、ここにごみや土砂が捨てられるということが横行しております。この旧流路は本流からは水力として切り離されておりますが、ところどころ池のような形で左下にありますが、いい自然環境が残っているということから、地域の住民の方々、自然愛好家の方々が、この環境をぜひ保全し、この旧流路、この蛇行河川を復元したいというようなご意見が出てきたわけでありまして。左上にあるような地域の方々が中心になって参加しながらその計画づくり、あるいはその維持管理というようなことも、除草作業等含めてやっていただくというようなことで、いろいろな活動が動き始めておりました。

そういうものの積み重ねとして、この法律をきっかけに右下にありますような自然再生協議会が、この7月にできたわけでございます。このメンバーとしては学識経験者の方々、市民の方々、そして国土交通省あるいは関係の行政団体の方々、多数集まりまして、一般市民の方も一般公募で集まっていたいただいて50名の方が参加します。2ページ目にそのメンバーリストがございますが、地元の桶川市、上尾市等を中心に市民の方も多数集まって下さって、今から全体構想をつくるなりという作業に入っていくところでございます。

こういった取り組みが急にできたわけではないということも一つお話ししたいのですが、3ページ目に入ります、荒川のこの地域、こういったような非常に広い自然空間が大都市の中にあるということから、昔から興味を持っておられる方がたくさんいて、いろいろな活動がありました。一つは、この右の絵の真ん中あたりに入間川との合流点がございますが、その合流点のおっぼのあたりに三つ又沼ビオトープというのが平成13年にできております。ここも平成7年ごろから地域の方が動き出しまして、市民団体の方が行政と連携してさまざまな活動をし、立派なビオトープが13年にできるということがございます。また、もうちょっと上流に行きまして荒川ビオトープという河口から57キロ地点ですが、ここにも平成6年ごろから生態系最上位のサシバが生息できる広範囲な自然環境をつくらうということで立派なビオトープができて、県の自然の学習センターですが、そうしたのも平成4年に開設されて保護の取り組みがなされているということでございます。また越辺川という入間川の上流の枝線でもビオトープが平成6年にできている。このさまざまな取り組みがこの地域では既になされているところで、こういったものの総大勢として、太郎右衛門地区の自然再生がこの法律に基づく協議会として動き出したということでございます。

続きまして、もう一つの例として釧路湿原の例を資料6でご説明させていただきたいと思っております。

釧路湿原は、広い湿原として日本では非常に珍しい環境として残されていたわけですが、下流海岸部には釧路市が発展しており、そこを治水、洪水から守るために放水路が掘られたり、あるいはこの湿原の中心部を遊水地として機能させるというような治水対策が進められてきておりましたが、平成12年に河川法が改正されるに当たり、この湿原を全体河

川区域にし、湿原の環境を保全しようということになりました。と申しますのは、この今スライド出ておりますように、湿原の乾燥化が進みハンノキが茂ってきているということが学識経験者等から指摘されました。こういった全国有数の湿原がだんだん失われていくということを守ろうではないかといった動きがありまして4年ほど前から、ここを何とか守っていく検討をしようということで、パートナーシップが組まれまして、きょう委員長を務めてくださっている辻井先生を中心として学識経験者の先生方、あるいは市民の方、あるいは行政が集まって「釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会」が組織されて、2年ほど議論が積み重ねてきました。その結果、12の対策が提言されました。これは湿原の中だけで実現できるものではないと。上流の流域全体の森林の管理、あるいは農地の管理といったものも含めてやっていく必要がある。あるいは環境教育等も進める必要があると。こんなような非常に幅広い提言をいただきました。これに基づいて関係行政機関がタスクフォース会議をつくり、市民と協働しているいろいろ対策を実行していこうという動きが始まっていました。そういった中で、昨年この自然再生推進法ができたということから、現在、これに向けて関係省庁取り組みが進んでいるところでございます。そのあたりは環境省の方からまたご説明いただきます。

【環境省自然環境計画課長（黒田）】 それでは、環境省からその自然再生推進法に基づいた釧路湿原での取り組み状況につきまして、続けてご報告申します。今、お話がありましたとおり、法律の成立以前から、その自然再生について釧路湿原では取り組みがなされていた。そういう過程で自然再生推進法が成立したということになってきて、法律に基づく事業にすべく今関係者が、地元の関係者が一丸となって取り組んでいるという状況でございます。具体的にはそのスクリーンの方にお示ししておりますが、9月に自然再生協議会の立ち上げのための手続きを始め、9月にその委員の公募を行っております。このときには環境省、国土交通省、農林水産省という国の機関に加えまして北海道とか、あるいはその地域で活動しているNPOの方々なども発起人になって公募を行ったということでございます。この公募に対しまして92の団体がございますが、これらの方々から応募をいただいております。現在は協議会の立ち上げのための詰めの作業を行っておりまして、11月中ごろには自然再生協議会が立ち上がる見通しでございます。

資料の6の2枚目に釧路湿原の自然再生に関する関係機関・団体の取り組みという資料がございます。これは公募の時に使った資料でございますが、これを見ていただければわかりいただけると思っておりますが、各省、それから公共団体、そしてNPOなどさまざまな主体がいろいろな取り組みを既に始めております。自然再生協議会のメンバーというのは何らかのその役割が生ずると。協議会において今後釧路湿原の再生に関する気運というのが一層高まって、いろいろな多様な主体が実質的に湿原の再生に取り組んでいくということを期待しているところでございます。

それから環境省自身では、この釧路湿原におきましても二つの地域で自然再生事業に取

り組んでおるところでございます。一つは釧路湿原の東南部の釧路市の広里というところで湿原の再生をテーマとして、ここはその湿原が一部農地化された部分があるというところでございますが、それを農地造成がなされる前の、年代でいきますと1960年代の後半の湿原の状態に回復するというので、その目標像となるその標準区を定めて、そういう姿にもっていこうと。これまでに地下水、あるいは動植物のその詳細の調査を実施して、その回復を促すためのさまざまな実験の計画というのを立てておりました、現在は地盤の掘り下げ試験、そしてそのモニタリングを実施しておるところでございます。

もう一つは、同じく釧路湿原の東部の達古武の沼という沼がある達古武地域における森林の再生でございます。達古武沼に隣接する地域、その集水域を対象にミズナラであるとかハルギレであるとか、そういうものを中心とする広葉樹の豊かな森を回復させようということで、地元のNPOを軸として専門家の支援もいただきながら、その周辺の地域住民、あるいは農林業関係者、さらには釧路などの都市でいうか町の住民、こういう方々に幅広く参加をしていただいて、地域ぐるみの取り組みというものにもっていきたいということで事業展開しておるところでございます。環境省もこういう事業をやっているというご紹介でございます。

【農林水産省環境政策課長（菊地）】 農林水産省でございます。ご説明申し上げたいと思います。

同じ資料6の2ページをお開きください。ここに から までございますけれども、農林水産省としましては のところ、土砂の流入防止ということでございまして、一つは国営の防災事業によりまして土砂の流出抑制対策をやっていきたくて思っております。もう一つは でございますけれども、同じ考え方でございますが、この周辺に国有林がございますので、国有林におきましてミズナなどの落葉広葉樹の植え込みなどによりまして、この自然再生に取り組んでいきたくて思っております。

なお、ご案内のようにこの釧路湿原の周辺あるいは上流におきましては農地なり国有林が存在しております。このような土地利用の特性から見まして自然再生を進める上では、農地・農業なり、あるいは国有林の位置づけといったことが大変重要だと思っております。

このような認識に基づきまして先ほどご説明いたしましたように、一つは地元農家等の関係者の合意を得つつ、農地防災事業で整備する排水路に沈砂地を整備するなり、あるいは疎林となった周辺国有林へのミズナラ等の落葉広葉樹の植え込みや荒廃した溪流等の整備といった形で、この釧路湿原におきます自然再生につきまして積極的に取り組んでいきたくて考えておる次第でございます。

以上でございます。

【辻井委員長】 どうもありがとうございました。各省からの現在進行中のいわゆる自然再生事業の動きの説明がございました。自然再生推進法あるいは専門家会議、それから今現在の動きにつきまして、どこからでも結構でございますけれども、ご質問・ご意見がご

ざいましたら承りたいと思いますが、どうぞどなたからでも結構でございます。あるいはこの専門家会議そのものへについてのご意見、あるいはお考えというようなことを伺ってとも思います。いかがでしょうか。池谷委員いかがでしょう。

【鈴木委員】 一つよろしいでしょうか。自然再生という対象に里山ですとか森林ですとか、公のものだけでなく先ほども出てきましたけど私有地の問題が出てくると思うのですが、こういうものは設定する前に、所有権を持たれている方の同意を得てスタートさせる、あるいはそういうことは関係なくこういうものが設定されるのでしょうか。そこら辺を教えてください。

【辻井委員長】 いかがでしょうか、これどなたに伺ったらいいでしょうか。協議会そのものについては地権者も当然入るといことにはなっていますけれども、どうでしょうか。

【環境省自然環境計画課長（黒田）】 実際の事業を実施するということになりますと、やはり例えば何らかの測量をすとか、規模の大小にかかわる、工事とするとかということになりますので、やはりその土地所有者の了解というのは当然のこととして必要であると。今、辻井委員長からもお話もありましたけれども、土地所有者というのは全然別のところで承諾するだけではなくて、やはりこの再生協議会に参画をしていただいて、そういう中に一緒に入って進めていっていただくというのが基本というふうに考えております。

【辻井委員長】 いかがでございましょう。どうぞ、吉田さん。

【吉田委員】 委員の吉田でございます。この専門家会議は非常に重要な役割といたしますが、この法律自体ができるときに法律の悪影響というか、それを懸念するNGOなんかからもたくさん意見が出て、公共事業の付けかえになるのではないかとか、全体的に従来型の開発を進めながら一部だけ再生するということでは本当の再生にならないのではないかとか、いろいろな批判が出まして、その中でこの一つ一つの事業、あるいは全体の流れというものをチェックする機関が必要であるという提言の中から生まれてきたものだとも認識しておりますので、非常に重要な役割というふうに感じております。

そこで一つ提案と、一つは質問なのですけれども、この自然再生専門家会議の役割というものは先ほど黒田課長からご説明ありましたとおり、パワーポイントの説明の一番最後のページの各関係省、3省が連絡調整を行う際に関して意見を聞くものとするということと、それから自然再生実施計画が写しが上がってきたとき、その助言をするに当たって意見を聞くものとする、この二つだと認識しております。

ただ、一つはその意見を聞くものとするといっても、その専門家間で自然再生というものに対する考え方が非常にまちまちなままであっては、なかなか共通した意見が出せないと思いますので、例えば自然再生に関しましては湿地ですとラムサール条約の湿地復元のガイドラインなんていうのも出ておりますし、それから委員の先生方は私よりも詳しいので私から申し上げるのはちょっとお恥ずかしいのですけれども、リストラクションエコロジーの中ではもういろいろな定義ができておまして、リストラクションというのはそ

の生態系の機能だけではなくて生物多様性というところまで回復するのがリストラクションだと。その手前の機能までの回復というのがリハビリテーションで、ある程度人間の都合でこういう動物がいたらいいなというふうな形で再生するのがリクレーションとか、そういう定義ができていたりしますので。これはIUCNの生態系管理委員会なんかでもそういった定義を使っておりますけれども。そういったあたり皆さんでそういう定義をお認めになるのか、やはり私たちとしてはもっと違った意見があるというのか。そこら辺も委員の中である程度ディスカッションして共通見解を持っておく必要があるのではないかと思います。この専門家会議の中で諮問されたことだけやるというのではなくて、できれば委員の方々がお持ちの知見を出して、あるいはもう国際的に認知されたそういった資料があればそういったものも出していただいて、ある程度共通認識を持っておく必要があるのではないかと思います。

それからもう一つは、この9条の方の實際上、写しが上がってきたときのチェックということなのですが、これも一番最後にもう地元では合意できましたというものが上がってきた段階で、やはりそれはまずいよというのは非常に言いにくいというか、その段階では遅いと思うのです。だから基本的にやはりここに書いてあるのは写しが上がってきたときですけれども、途中段階でドラフトの段階とかあると思うのです。そういった段階で今こういうのが進行中ですよというような情報は、その主務官庁の方から上げていただいて、それはディスカッションできるようにしていただく。それぞれの地元の委員会には専門家の方も入ってらっしゃるので、生態的に間違っているということはないと思いますが、それでも二重のチェックをするというためには、その段階でのチェックもほしいと思う点がございます。

それから最後に一つ質問ですけれども、資料を4で地方の出先機関相談窓口ネットワークをつくられたというのは、これは身近にそういう窓口があるということは非常にいいことなのですが、それぞれの窓口にどういった担当の方が配置されるのでしょうか。またそういった方への研修というものはどうなるのでしょうかということですね。

自然再生というものについてある程度研修をされた方が相談に乗っていただければ非常に効果的だと思うのですが、場合によってはその窓口ではこれでいいよと言われたけれども、後行ったらそうではなかったというようなことになると、相談に行かれた方としては非常に混乱すると思います。例えば、その環境研修所だとか、あるいは国土交通省の研修所だとか、そういったところでそういう職員研修のようなもので、こういった担当者研修などを考えていらっしゃるのか、そんなあたりをちょっとお聞かせいただければと思います。

【辻井委員長】 ご提案と質問が一つありますが。まず、最後の質問の方からどうでしょう。相談窓口なのだけれども、担当者はどうなのだろうというようなことですね。

【環境省自然環境計画課長（黒田）】 それぞれの地方機関の職員が先ほど言いましたと

おり、大体出先の担当課の補佐クラスぐらいかと思っておりますが、ある程度その業務について幅広い知見を持っている、経験を持っている者を窓口として置いて、その資質を高めるためにそれぞれにその役所で研修をする。それからそういう中でも人材育成みたいなものですが、そういうものも各省連携してやるというようなことも、これから具体的に検討していきたいと思っております、吉田委員がおっしゃるように、あっち行っていいけど、こっち行ってだめだというようなことが起きないように努めていきたいと思っております。

【辻井委員長】 今の相談窓口についてはそんなところだと言うのですけれども、よろしいですか。

前の方の二つ、一つはその委員同士の、あるいはこの委員の専門家会議での考え方の整理ということが必要ではないかと。そういう場があってもいいのではないかとということです。それからもう一つは、今の各協議会が進められていく途中段階での情報が伝えられて、途中で助言と言いましょか、考えるチャンスがあった方がベターではないかということなのですけれども、これもちょっと質問みたいなことではないかと思うのですけれども、この点についてはどうですか。そういうことができると、より有効に働くのではないかと、いうふうに私も考えますけれども。

【環境省自然環境計画課長（黒田）】 専門家会議に具体的にその専門家会議の意見を受けるとするのは、この条文上はその実施計画が上がってきて、それらに対して助言をするときに聞くということで、条文上見ると非常に限定しておりますが、まずは上がってきたものについては、できるだけ専門家会議の意見を、特にその立ち上げのしばらくに関しては、基本的には専門家会議の方にご説明をするということにしたいと考えております。途中段階の情報につきましても、実は形式的には国は最後に上がってくるまでは全然わからないということになるわけですが、その段階段階でつかんでいる情報につきましても、専門家会議で概略の情報になるかもしれませんが、情報提供というものも努めていきたいと思っております。

【辻井委員長】 では、できるだけ情報が入ったら伝えていただきたいということにしておきましょうか。ただ、この無数にその自然再生協議会があっちこっちにあって、大変な量が出てくるといふ、そこまではならないと思うのですけれども、それが全部さまざまな情報がどんどん入ってきて専門家が早くそれを処理しなければならないと、これも大変だというふうに思いますけれども。

【環境省自然環境計画課長（黒田）】 その点につきましては、まだ立ち上げて、先ほどお話にありました荒川中流部の1件だけが協議会という段階で、今、委員長からお話のあったような状況が1日も早く来ることを期待しているのですが、その段階まで見通して全部決めるというのはなかなか難しいと思いますので。特に先ほどちょっと言いましたが、最初の段階につきましても、できるだけ丁寧にやっていく。そこら中というか、各地で本当に動き出せば、例えば類型化ができるものもあるかもしれませんが、その辺は合理的に

進めていく。すなわちそういう段階に応じて、この専門家会議にいろいろご説明をしたりご相談をしたりする仕方につきましても、それも含めてご相談をしながら進めていくのがいいのかなと思っています。

【辻井委員長】 ありがとうございます。もう一つは、その定義を含めての考え方の整理を委員同士でやっておいた方がいいのではないかという。要するにこういった形での専門家会議、あるいは上がってきたものの検討をするということだけではなくて、その前に委員同士の勉強会みたいな形になりましようかね。そういうことをやっておいた方がいい、少し整理をしておいた方がいい。そこで完全な一致を見るかどうかはわかりませんが、整理をしておいた方がいいのではないかということなのですけど。いかがでしょうか、これ皆さんのご意見を伺いたいと思います。どうぞ、小野先生。

【小野委員】 特に反対ではないのですけれども、そのようなことは大事だと思うのですが。この場合の資料の1の一番最後から2枚目にあります自然再生専門家会議の位置づけという面から見ると、少なくとも自然再生専門家会議に対して助言をほしいという形になっているのですね。だからそのいろいろな立場から、これに対してこれはいいとかこれは悪いとか、これは修正すべきであるとかというのが助言だと思うのです。だから専門家会議の間で例えば頭を統一するとか、そういうことはちょっとできない可能性があると思うのです。ただ、ここは何をするのかということだけは吉田さんの提案どおりで、何をしなければならぬのかということだけは、はっきりさせておかなければならないと思うのです。それは、そういう意味では賛成なのですが、やり方がちょっと難しいなという感じは受けております。

それから、これはよろしいでしょうか、今に対する意見と別に。ちょっと全体の構成を見て不思議に思ったことを申し上げておきます。それは資料4の最初にあるネットワークの話なのですが、この目的というのは環境もしくは生態系の復元・創造ということが目的なんでしょうけれども、実はこの中に抜けているような感じがするのは、私、動物学者でありますので、動物の再導入というのが最近非常に注目されるといいますか、重要な課題になっているような気がするわけでありまして。それは例えば北と南のツルの問題がありますし、対馬やら西表やらの猫の問題がありますし、それからトキの問題、コウノトリの問題とたくさん、動物をこれから自然の環境の中に返していこうというような動きがございますね。これはどういう形で取り上げるかということ、どうもこの中で入っている官庁としてすば抜けたような感じがするのは、というのは、文科省が入っていない。私も天然記念物の専門委員をしばらくしていたことがあるものですから、そんな感じするのですけれども、その辺はちょっと黒田課長にお聞きしたい。どういうふうに扱うのかということ。

それからもう一つ、ついでですが。いわゆる希少野生生物の保護に関する問題と、もう一つは現在シカ問題に象徴されるように、動物で非常にコントロールが難しいというか、野生生物の管理の問題というのが絡んできているのですが。これは例えば協議会を立ち上

げるときに、その中に取り込む形でやるのか。例えば野生生物の管理というのもその一つをめぐってでも自然再生ということが取り上げることは可能であるのかどうか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

【辻井委員長】 野生生物管理も含めてなのですけど、黒田さんどうでしょうかね。一つは天然記念物などを含めた分野で文科省どうなるのだろうということ。

【環境省自然環境計画課長（黒田）】 これまでの議論の中では、その再導入だけをターゲットにした再生事業というのは、余り念頭に置いて議論を深めてきたわけではございません。ですから、そういうものをどうするかというと、ちょっとこの場でこれはこうなっていますということまではストレートにお答えしにくいものですから、そういう点では勉強させていただくというか、実際にそういうものをどういうふうにするかというふうにこの制度で取り込んでいくかということなのですが……。

【辻井委員長】 ちょっと検討しておいていただいたらいいのではないのでしょうか。そのことについて。

【環境省自然環境計画課長（黒田）】 それから2点目の特に動物の管理、野生生物の管理というのは、実は今動いている例えば釧路湿原なんかでも野生生物にとっては非常に重要な生息地で、そういうものを抜きにはその自然再生というものは語れない。すなわちそのこのマネジメントというものは非常に重要な要素になりますから、再生の定義の範囲というのは非常に広い、良好な状態で維持管理をしていくというようなことも入るとのこととあわせて考えますと、もちろんそういう生き物をどういうふうにするかというふうにしていくかということは、協議会の場でご議論いただく項目には当然なると思います。

【辻井委員長】 いかがでしょうか。

【小野委員】 大体とか言いましたけど、これからの問題だなという感じが。

【辻井委員長】 ちょっと今思い出したのですが、先ほどの天然記念物がらみの件でいうと、釧路湿原の協議会で……、まだ協議会になっていませんけれども、今までの議論のときには担当の地元の教育委員会、それから教育局がメンバーとして含まれている。文化財担当ですね。

先ほどの吉田さんのご提案なのですからけれども、今の小野委員のお話のように、それだけでまとめてというのはなかなか難しいということではないですか。個々の、要するに統一見解でどうこうということではないのではないだろうかというご意見もあります。

【吉田委員】 そうような特別な時間が取れば、また私はそれはベターだとは思いますがけれども、そうでなければ随時、新しいこの自然再生に関する情報については各委員提供していただいて、それについては事務局からも配っていただいて、それについて説明する機会を設けていただくとか。例えば自然再生の定義というのは法律上はもう書いてありますから、それは変えていくというのはこれはまたちゃんと国会での見直しでなければできませんけれども、自然再生そのものの概念というものはどんどんどんどん進化して、

世の中ではもう変わっていると思うのです。変わっていくのは当たり前だと思うのです。それが多分生態学の先生から見たら、こういう新しい考えがあるよ、あるいは工学の先生から見たらこういう技術があるよとか、いろいろあると思いますので、その最新のことを委員が共有していないと正しい判断が下せないと思いますので、そのように取り計らっていただければと思います。

【辻井委員長】 わかりました。今のお話の情報として、あるいはそういうさまざまな意見なり考え方なりというものがあるということ、共有するということはそれは可能だと思いますので、情報として皆さんにお伝えをするという形にしたいと思いますけれども。ほかにはいかがでしょうか。池谷先生、いかがでございましょうか。ご意見ございましたらどうぞ。

【池谷委員】 特に戦後、大変な開発が起こって私どもの生活が豊かにはなったのですが、その半面、私たちの生存基盤であります自然環境が多く失われてきて、特に全総以来ずっと続いたわけですね。やっと今、自然を取り戻そうという一つの重要なポイントにいるわけでございますけれども、そういった意味では、この法律ができたこと大変意味が深いなという感じがするのですが、今後これを進めるに当たってポイントは二つあるのだと思うのです。

一つは、各省庁間の連携がどの程度とれるかということが最大の課題になってくるのだろうという気がいたします。従来の日本の縦割的な考え方でいきますと大変難しいことになってくる。その辺の連携プレイをぜひうまくやってほしいなという感じがいたします。

それとあと一つは地域住民の方々のご理解。これはかなり今後のNGO、NPOの協力がなければ難しいのだろうと思うのですが、地域の方々のご理解ということが重要なポイントにあと一つはなるのだろうと思っています。

それと一つ質問させてもらいたいのですが、こういったことをやるに当たりましては当然費用がかかるわけでありまして。この各主体がお金があってここでやる分についてはそれは問題はないのでありますが、当然、その各省庁間で関係している部分ですとか、特にNGOがやりたいと思ったときに、当然NGOはそれほどたくさんの費用を持っていないわけですね。その場合に具体的に言えば各省庁にまたがるようなことが多いわけですが、そういうときの費用負担といえますか、その辺のことはどういうふうになっていくのでありましょうか。

【辻井委員長】 これはどうでしょうか。まだ具体的な例というのはないようだと思いますけれども。

【環境省自然環境計画課長（黒田）】 そういうNGOの財政的な支援に関して何か特別な一律なとか、その仕組みをつくっているということではございませんが、一つ一つの取り組みに関して地方の公共団体も含め、あるいは国の各省庁、事実上一緒になってやるという中で、NGO、NPOの方々に知恵なり意見なりと、それから実際に作業に参画

するという面も含めて、そういうのを役所と一緒にやって、費用負担は役所の調査で、実質的にバックアップするというような形で、それぞれの案件ごとにいろいろな取組というのは既に進んでおります。そういう形でこれからも積み重ねていって、お互いに全然違う方向で調査なり活動なりをしていくということではなくて、やはり連携をし、協働をしていくというところが一番のポイントでしょうから。それはその裏を返せばお金の関係もどういうふうにしてお互いに助け合っていくか。お金といいますか実際の事業の実施の面でお互いに補っていくかということがポイントだと思いますので。やはりおっしゃるように大金持ちのNGOというのはなかなかいないと思いますので、そういう面でもうまく効率的に事業が進み、その自然再生が進むような形でそれぞれのセクションで配慮していくと、こういう対応になるうかと思えます。

【辻井委員長】 どうぞ。

【池谷委員】 具体的に例えば今後、環境省の方で予算化をしていただいて、そのNGOの提案に対して対応できるようなものをつくっていただくとか、ほかの省庁においてもNGOと対応して何かをやるというような、そういう窓口と、それから具体的な経済的な面を新たにつくるという、そういう方向性はないのでございますか。

【環境省自然環境計画課長（黒田）】 現段階で既にそういうものを考えているということまではいっていません。先ほどお話ししたように、やはり積み重ねていくということだと思いますし。それだけを一律の制度にするというのは、実際問題なかなか壁は厚いのかなと、こういう形でありますが。一つの勉強材料をいただいたというふうにさせていただきたいと思えます。

【辻井委員長】 よろしゅうございますか。ほかの委員の方々いかがでございましょう。どうぞ。

【広田委員】 自然再生に関しましては、進め方が非常に重要だと思います。どういう自然を再生するかという目標とか、その手段についてもさまざまな利害が絡むわけですから、そういう関係者の合意形成を図りながら進めていくには、相当の技術が要りますし、その姿勢も重要だと思うのです。行政が関わる場合、その枠組みだとか基本方針というのは確かにそれはそのとおりだとうなづける部分があっても、では実質的にそういう基本方針どおりに現場ができていくかという、そうでない場合がかなりあるように思います。ですから、先ほど吉田委員が言われたように、実際にかかわる特に関係機関の方の研修は非常に重要だと思っています。また、協議会の運営の仕方も大変重要です。専門家会議の役割は上がってきた実施計画への助言ということなので、合理形成プロセスがどういう形であったかということが見えない形で出てきてしまうと思うのですけれども、先ほど話に出た途中経過の情報提供という中に、ぜひ、合意形成のプロセスについての情報もいただきたいと思えます。

【辻井委員長】 ほかにいかがでしょうか、どうぞ。辻本先生、いかがですか。

【辻本委員】 先ほど吉田委員が言われたことにもかかわるのですけれども、どこまで共通のものの考え方を持つか。どこからがその個別の考え方を持つかというところの切り分けが非常に難しい問題だという気がするのです。というのは、多分協議会に参画するさまざまな団体はさまざまな価値観で生態系なり多様性というものをとらえて、いろいろなアイデアを出してくるでしょう。ところがそれはかなり幅広い、すなわちそれこそ先ほど吉田委員がこの専門家会議で心配された以上の考え方のダイバシティがあって、それに対して今度専門家会議がどれぐらいの助言をする、どれぐらい縛ってくるかということがやはり大きな問題だと思うのです。専門家会議はある程度のダイバシティを持ったままの価値観で、各地域地域で起こっているダイバシティは、少し押さえる。すなわちかなり分散した自然に対する、あるいは環境に対する価値観というのがあって。例えばそれこそ違う土地に日本のどんぐりを植えに行くとか、さまざまなアイデアというのは市民の間では出てくるのだけれども、そういうところはやはり専門家会議がある程度トップダウン型。だからトップダウンとボトムアップをいかにうまくバランスさせるかというふうなところに専門家会議があるのかなという気がいたしました。

それから費用の問題では、たぶん専門家会議なり、あるいは協議会もそうなのだと思うのですけれども、いろいろな団体がいろいろなことをやりたいと言ったときに、さまざまな条件をつけるとどんどん予算規模が大きくなってしまおうと。すなわち、これについてもしっかり検討しなければ、そういう事業ができませんよというようなことが、たぶん専門家会議あるいはもう少しその規模の小さい個別の市民団体なりがやりたいことに対して協議会がつける注文なんかが大きくなったときに、どういうふうにしてそれを先ほどからいわれているサポートしていくのか。あるいはもうそれはあきらめなさいというのか、この辺についてのある程度枠組みづくりというものもどこかで考えてやらないといけないという気がするのです。

確かにいろいろな市民が行政の問題をやるときに、お金のもっていき方というのはいろいろあると思うのです。今でも公共事業のやり方に民間の予算をどう取り込むかとかいうさまざまなやり方があるのだけれども、こういう自然再生事業でさまざまな市民団体がやる時、あるいは省庁が関連するときに、どんな金のもっていき方があるのかというサンプルはやはり整理して提示してやるような仕組みはつくった方がよろしいのではないかと。

以上でございます。

【辻井委員長】 ありがとうございます。和田先生いかがですか、何かご意見ございませんか。よろしいですか。近藤先生どうぞ。

【近藤委員】 この実施者というところが市民、市町村等と書いてあるのですけれども、一般に海関係といいますが、特に干潟の再生とか浅場の再生とかという話になってきますと、この実施者が必ずしもNPOとか、あるいは市町村に限らず、事業を管理している事業主体と言いましょか、国土交通省、農林水産省、あるいは水産庁、そういうところの

出先が自分たちで事業を行うという場合に、今度は逆にその地域の人々をどう入っていただくか、こういうケースもあると思うのです。ですから、この辺は非常に多様性がありまして、海関係の場合どうも一般の市民が気がついてこういうことをやりませんかというケースが非常にレアケースが多くございまして、できればこの事業主体がやはり地元の住民と一緒にやっていくケースもあると思いますので、その辺の私は仕組みがどうなっているのかなというのがちょっと見えてこないと言いますが、どちらかということと地域に住んでいる方が自発的にこういう問題についてみんなで考えていきたいと思いますというような提案型で窓口が受け入れると、あるいはそこでヒアリングをして大きな組織に検討していくというような流れだと思いますが、この辺はどういう形になっているかお聞きしたいのですけれども。

【辻井委員長】 これは黒田さんに伺っていいのだろうか。干潟の関連ですね。

【環境省自然環境計画課長（黒田）】 先ほど説明でもちょっと申し上げましたけれども、基本的には民間であろうと、その地方であろうと、国の機関であろうと、そこにそんなに差はつけていませんので、役所が例えば海岸管理者がこういうことを、この法律の仕組みとしてやろうというときは、同じように幅広く参画を求めて実施していくということは十分可能ですし、それを大いに進めていってほしいと思っておりますが。

【国土交通省国土環境・調査課長（岡田）】 仕組み自体は今おっしゃったとおりだと思いますが、それぞれ今までいろいろな事業のやり方をしていますので、そういうものとの比較の中でケースバイケースでやり方を考えていきたいと思えます。

【鈴木委員】 せっかくこの自然再生推進法ができて、これが大いにたくさん出てくればいい。自然再生協議会がたくさんまずつくることが必要なわけですし。こういうことをつくることのインセンティブと言いますか、大いにこういうことをよくなる方向で進めるというようなアナウンスというのはどこがしているのでしょうか。大いにそういうのをしてこういうものが出てくるといいと思いますけれども。

【環境省自然環境計画課長（黒田）】 まずは、それこそその主務官庁である3省庁が連携する形で、先ほどもちょっと申し上げましたけれどもホームページを立ち上げるとか、それぞれの出先で一本釣りという大変かもしれないけれども、そういう可能性があるところに少し働きかけを行うとか、そういうことはそれぞれの立場で実施していくということに心がけていきたいというふうに考えています。

【辻井委員長】 ほかにいかがでございましょう。

【辻本委員】 現在、どれぐらいの芽があるのかというのは、この場で幾つご紹介いただけないのでしょうか。あるいは次回でも結構なのですが。多分、芽があるのでしょうか。それこそ主務官庁がある程度プロジェクト的に考えられていて、集めようとされているポイントポイントは幾つぐらいご用意されているのでしょうか。

【環境省自然環境計画課長（黒田）】 それこそボトムアップということからすると、用

意ということとはベクトルが逆になりますけれども、例えば先ほども国交省とも3省でご説明しました荒川、釧路湿原以外にも、やはりいろいろな動きは情報として伝わってきています。本当にNGOだけでやっていたり、あるいは自治体の動きでも独自に進めていて、突然話が伝わってくるというようなこともありまして。オーダーでいうとどのぐらいでしょうか。環境省の方で全国でどんな案件があるかというようなことで、非常にあらあらの調査をしつつありまして、そういう中ですと100を超えるぐらいの可能性はあるかもしれない。ただ、現実には地名が聞こえてくるのはまだまだそんなふうにはなっておりません。各省が進めている事業の中でも、やはりこの制度に乗せられないかという検討もそれぞれの立場でしておりますので、多分数は加速的かというと最初はやはり様子を見ながら少しずつだと思しますので、この専門家会議にいろいろご説明する案件というのも最初は数はそんなに一気に、例えば次の会議で10件も20件も出るということは恐らくなかろうと。

例えば荒川についても全体構想をまとめ実施計画をまとめていくというのは相当時間がかかると思しますので、最初は本当にスロースタートだと思いますが、それがやがては年に何回もこの会議を開いていただかないといけないというような状況になると思いますので、本当にオーダーでつかみの話ですが、恐らくは各省で芽として持っているのを総合すると数十にはなるうかと。数十といっても下の方かもしれませんけれども、現段階ではそのくらいかなというのが私の持っている感触です。

【辻本委員】 私がそれを質問した一つの理由は、どれぐらいの規模のものが一つの協議会足りうるのか。例えば小さな池一つが協議会を持つような固まりになるのか、それとももう少し大きな広い領域である程度の地域があって、その中にある水辺と、ある森と、ある湿地がセットになっているようなところがある程度目途になっているのかなと。協議会をつくるときの。今、出していただいた湿原とか、あるいは荒川のこの旧流路のあるところというのは、かなり大きな先ほどいろいろなプロジェクトが散在していましたね。ある程度そういう規模的なものは想定しながら協議会というものを考えられると、もう少し数が少ないし、小さなものまで入れるとやはり100というふうなオーダーになると思うのですが、その辺のスケールの切り分けは余り考えられていないのでしょうか。

【環境省・自然環境計画課長（黒田）】 今の段階では、これより上でないといけないとか、すそ切りをするようなことにはなっていません。それもやはり積み重ねではないかと思っていて、あるいはその大もととはそれぞれの地域の自然環境なり、その社会環境とか社会的な状況に応じて大きさというのもまとめてやらないとだめだというものもありましようし、こじんまりやれば一定のそれなりの目標というか自然再生が実現するということがありましようから、やはりその辺もアダプティブなといいますか、様子を見つつやっていくということかなというふうに感じております。

【辻井委員長】 よろしいですか。芽が数十あるいは100というようなことかもしれませんが、やはりここは上がってくることになる、もっと絞られてくるのではない

かというふうには私は考えますけれどね。

【辻本委員】 それはスケールも。

【辻井委員長】 スケールもある。やはり今おっしゃる池といっても大小さまざまですが、余り小さな。いや、小さいからそれはだめだとか、レベルが低いとかそんな意味ではなしに、そういうものではないのではないだろうかというのは、私のそこはかとなき概念ですけども。

【辻本委員】 やはり幾つか複数の考え方とかプロジェクトとかやりたいことが幾つかふくそうしているということが一つの条件なのではないでしょうかね。その辺もよくわからないので、上がってきてからと言われることが。

【辻井委員長】 いや、単純でもあり得るだろうと思います。

【小野委員】 今のスケールリングの問題もあるのですけれども、どういうクライテリアでそれを取捨選択するかという基準がどうもはっきりしていない。そうしないと専門家会議に出てきて、基準がなしに専門家がいろいろな発言をするとめちゃくちゃになってしまうと思うので、その辺のところはどこがどういうふうにするのかと私もまだちょっとよく見えていないのですが、その辺は黒田課長何かご説明いただけますか。

【辻井委員長】 これもスケールの問題になると思うのだけれども、私の場合はそこでもそれはなかなか難しいのではないですかね。面積でというわけにもいかないでしょうし。

【小野委員】 ただし、協議会が立ち上がったものはすべて取り上げるのかということ私には聞いていないわけ。

【辻井委員長】 それはどうでしょう。

【環境省自然環境計画課長（黒田）】 それはこの専門家会議にお諮りするかどうか。制度的には先ほどこれをご説明しましたけれども、主務大臣が助言をする必要があるというときに諮るということですから、そこは実は選択的になっていて、出てきたら全部お諮りしないといけないという仕組みにはなっていません。先ほどのお話の中でもこれも繰り返しになりますが、最初は基本的にはできるだけというか多分全部ですね、数が少ないうちは、こういうケースです、こういうケースです、こういうやり方をしていますというようなことも含めているいろいろご説明はして、それこそ吉田委員のおっしゃる点も含めているいろいろなディスカッションをして、いわば実績づくりを現地でも、この専門家会議でも、もちろんその役所側にも経験を重ねていく。いずれ多くなってくれば、これはあそこと同じだとかいうのもありましょうし、その辺の整理の仕方も含めてまたご議論いただいて、私どもも提案をさせていただくと、こういうふう考えているところです。

【小野委員】 ちょっと自衛的な質問なのですが、私、文科省の科学研究所の審査も参加したことがありますけれども、もうたまらないですよ、数が多過ぎて。そういう場合に、どこかで何段階でもいいのですが、やはりふるいを通す必要があるだろうというふうに思っているのです。ふるいの目が粗かったり細かかったりするわけでありましてけれども、専

門家会議にかかってきたときに、非常に大量な。例えば1度に100件のものについてそれぞれ専門家の意見を申し述べなさいと言ったら、まず無理だと思いますね。やはりそういうところで、これはもう非常に具体性が強い案件で、これについての専門家の意見がないとこれ以上動かないだろうというようなものに絞ってくださると非常にやりやすいのではないかと。これは辻井委員長にもヘルプのつもりで申し上げているのですが。それをただある恣意的に選択すると、これは非常に危ないと思っているのです。だからそこをどういうふうにするのかなというところをお聞きしたいのですが。反論なり……。

【吉田委員】 反論ということではないですけど、この第9条の6項というのは、国会で審議されたときに一番最後に修正された部分で、この修正される前は聞くことができるだったのですね。で、聞くことができるではだめだと。ちゃんと助言を与えるときには専門家会議の意見を聞くものとするというふうに改正されて、そうでないと国会通らないということで修正された部分ですので、その国会議員の議論というものは尊重しなくてはいけないと思うのです。そういう面では先ほど黒田課長からお話がありましたように、当面出てきたものについては一つ一つきちっとここで議論すると。そのうちもちろん数が多くなっていった場合、問題ないものとかいろいろ区別ができてくるようになると思うのですけれど、やはり問題があるとかいうことを委員の中で感じられるものについては、それは数が多いからスキップしてしまうということはないようにしなければ、やはりここで法律が国会を通る際に修正されたという重要な修正にこたえることができないのではないかと思います。

【辻井委員長】 よろしいですか。今のお二人のご意見を含めてですけど、結局は先ほど最初のころに吉田委員がおっしゃったように、情報としてはそれが100あろうが200あろうが聞いておいた方がいいのではないかと思います。どういうものがあるかということについて。それで、ただし小野委員のおっしゃったように、ことごとくここでもって議論しなければならぬと、それは大変なことになりそうです。今後どういうふうに数がふえるかということにもかかわりありますけれども、それについては何らかの、ことごとくというのではなくて、一種のフィルターですか、そういったものが必要なことにもなるかもしれないというふうに考えておいたらいいのではないかと思います。

広田さん。どうぞ。

【広田委員】 先ほどのスケールの問題なのですが、これは結構重要な問題だと私は思っています。というのは協議会の自然再生全体構想の中で自然再生の対象となる区域を定めますよね。この区域がかなり広がると、当然既存の公共事業の実施区域や計画地区も入ってくる可能性があるわけです。「自然再生」の中には、良好な自然環境を積極的に維持する行為、保全する行為というのが入っていますから、そうすると現在計画中、あるいは実施中の公共事業が、自然再生の観点からまずいという話も、当然出てくるわけです。逆にいうと、既に事業が走っている区域の扱いというのは特にここでは、明示されて

いませんけれども、これを意図的に外すとか、逆に意図的に入れるだとか、そういうことは余りあってほしくないなと思います。

【辻井委員長】 ありがとうございます。これはもうまさに関係省庁ここにご出席ですから、そのあたり十分にお含みおきいただければと思いますけれども。

ほかにかがでしよう。どうぞ。

【和田委員】 今までの話とはちょっと変わるのですが、根本的なことで確認をしたいのです。紹介いただいた荒川の自然再生の取り組み、あるいは釧路湿原の再生の取り組みというものが、いわゆる自然再生として評価認定できるものかどうかということについての議論というものが、むしろあるのではないかなと。例えば、その釧路湿原が湿原面積が減ってきたということ自体が自然が損なわれたことだと評価される内容になるものなのかどうかということ。あるいは荒川の中流域のところに池をつくるということが、その自然の本来あるべきものをつくった、再生したというふうなものになるのかどうかという点のやはり認識というのがあるかと思うのです。その点本当にどうなのかということを実は質問したかったのですが、と同時にこれを実際に実施するときに、それがそういうふうな形で評価できるかどうかという点について議論する場が、やはり必要なのではないかなと思うのです。それはこの専門家会議の段階では、もう終わっているというか、そういうふうに思います。根本的なところで、実施する段階で果たしてそれが再生そのものになるのかということら辺の議論をやはりきちっとやっておかないといけないのではないかと。非常に意地悪な言い方ですけども、ご紹介いただいた意見が果たしてこの再生事業として認め得るものなのか。例えば釧路湿原が湿原面積が減ってきているということ自体、これは非常にナチュラルな状態であるものかもしれない。自然というのは非常にダイナミックに変わるというものが、実はナチュラルなものであると。あるいはその荒川のところどころにビオトープと称するようなものがつくったからといって、それが本当にそこにナチュラルに存在していたものの自然をつくっていることになるのかという点について、私はもう一回きちっとご説明いただきたいと思うのですけれども。

【辻井委員長】 よろしいですか、どうぞ。

【国土交通省河川環境課長（岡山）】 冒頭に自然再生とは何かという議論もありましたけれども、どの時代の自然にまで戻すかという議論でもあると思うのです。それと、やはりこの日本の国土も人がたくさん住んでいて、その中で調和でだんだんこの2000年やってきているわけですので、例えば50年前に戻すといっても50年前の人と自然との関係でできた状態の自然だったと。そんなことで地域地域でその自然のあってほしい姿というのは違うのだろう。

例えば釧路であれば、もちろん湿地というのはだんだん埋まっていく運命に、その自然の倫理からしてあるわけですけども、もちろんこの釧路でもそういう議論が当初はその検討委員会の中で大分あったようでございます。速度をはかったときに、自然状態で埋まっ

ている速度より非常に早い速度で埋まってきていると、こういうことがございまして、それでは大昔のところまで戻すのかということ、それはなかなか無理だろうと。やはりそこに釧路に住んでいる方がいらっしゃるし、そこで生活している方がいらっしゃるわけですので、20年前まで戻そうというところで一つの合意ができたというようなことと伺っております。

荒川なんかでも、やはりこれ洪水から守るために用意した洪水敷でありますので、そこで何ができるかということ、またそれもある程度限られた話があるのでしょうか。地域の合意として一つのこういうようなビオトープを実現していきたい。それも大きく人間が手をかけるというよりもある程度維持ができる。今の状態で、境界条件の中で維持ができるような自然、そういったものに結論としてはなってきたようになってきている。全体構想まだできていませんので、これから議論がされるのだと思いますが。まさにこの法の基礎はボトムアップですので、地域地域の自然の特性、それと生活の状況、社会の状況、それを踏まえて地域で専門家の方々も含めてしっかり議論されてくる。その協議の過程がまさに広田先生おっしゃったように過程が大事で、それがまたオープンにしなければならないとか、この法律ではそのところがしっかり規定されていて、その中でまさに研修というか、みんな地域の方も学びながら、我々行政の担当も学びながら、こういう自然をつくっていったらいい、こういうふうにいったらうまくいくのではないかというものができてくるだろうという、そういうスタイルの法律だなと我々は認識しております。まさにこれからでございますけれども、和田先生おっしゃるように、うまく地域地域で議論が進むのではないかと考えております。

【辻井委員長】 ということでございます。よろしゅうございますか。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、そろそろ。予定の時間若干超えているのですが。こんなところでよろしいですか。どうぞ。

【環境省自然環境局長（小野寺）】 非常にご熱心な議論いただきました。ありがとうございます。我々もやりながら考えていることがほとんどこの専門家会議、きょうの場で出たと思います。幾つかのご質問で本質的なところがあったと思いますが、実際に現場も含めて再生事業にかかわっている立場で言いますと、計画のつくり方あるいは認知に仕方、実施の仕方ということ、あるいは生態系、生物多様性の回復そのものが極端に言えば公共事業の目的という非常に新しい仕組みなわけです。そういう意味では、やりながら考えなければいけないことというのが本当にたくさんあるというのが実際に現場でやってみた率直な印象です。

今まで整理できることというのは、とりあえず法律なり基本方針なりという形で整理しましたが。専門家会議の権能ということとは別に、再生事業そのものを順調に進めるためには、本当に整理できるところで途中段階でも一度整理するという必要私あると思います。

吉田委員が外国の例なりガイドラインについて発言されましたけれども、委員の方でそういう情報をお持ちの方がいたら、我々もそれをつき合わせて整理をして、とりあえずその整理表みたいなものをつくってみたいというふうに思っています。

また実際に我々で現場を抱えてやっている中で初めて見えてきている問題というのがあります。例えば目標といっても、目標の置き方そのものが場所によって違うし、考え方もあるし、目標は数字で挙げるけれども実は方向を示しているに過ぎないとか、取り除く人為の影響をどう分析的に見るかとか、あるいはモニタリングと言うけれども形式的なことではなくて、実態的なそのモニタリングの仕方というのは現場の中で発見できることもあるし、また地域によって違うこともあると思うのです。

多分、やりながらいろいろなことが明らかになってくる性格の事業ではないかというふうに思いますし、既に我々の中でもやりながら幾つかのことが気がついたり発見したりしたこともありますので、今、整理中であります。いろいろな意味でどのぐらいの基礎データを集めることによって、こういうものを進めるときに世間の理解というか、専門家も含めた理解が得られるかということも含めて、実に実践的な話がたくさんあると思います。そういう意味では、今、我々ちょっとまとめてみたいというふうに思っておりますし、恐らくかかわっている各省それぞれが現場の中で新たに発見したり見つけたりしたことがあると思います。そういうことは専門家会議の権能ということとは別に、随時専門家、このメンバーの皆さんにはお渡し、ご紹介できるようにしたいと思います。

とにもかくにも幾つかこの専門家会議の俎上に全体構想なり実施計画なりが上がってきてからが本格的な議論ができるというふうに思っておりますので、今後ともよろしく願いたいと思います。

【辻井委員長】 それでは、これで第1回の専門家会議を閉じることといたします。どうもありがとうございました。